

第 2 3 回 農 地 部 会
議 事 録

期 日

平成 2 8 年 6 月 1 0 日 開 会

平成 2 8 年 6 月 1 0 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成28年6月10日(金)午前9時30分 米沢市農業委員会第23回農地部会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員(16名)

1番 吉田健二 委員	9番 鈴木孝一 委員	15番 伊藤精司 委員
2番 大橋久芳 委員	10番 佐久間英之 委員	16番 高橋秀治 委員
3番 佐藤健一 委員	11番 上村貞義 委員	17番 大野澤進 委員
4番 高橋祐弘 委員	12番 中村圭介 委員	18番 石川正義 委員
5番 二宮啓一 委員	13番 菅野英一郎 委員	
6番 長谷部秀昭 委員	14番 安部輝雄 委員	

欠席通告委員(2名)

7番 中根友裕 委員
8番 高橋信夫 委員

遅刻通告委員

なし

部会委員以外の出席委員

なし

部会委員以外の出席者

なし

会議に出席した事務局職員(4名)

事務局 長	町田 和利
農地 主 査	戸田 美恵子
主 査	水谷 春栄
主 事	渡部 史紀

会議に付議した事項

- | | |
|------|--|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可について |
| 議第3号 | 事業計画変更申請について |
| 議第4号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議第5号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第6号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第7号 | 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について |
| 議第8号 | 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び
平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について |

開 会 午前9時30分

議 長 おはようございます。

皆さま方におかれましては田植え作業も終わり、一段落というようなところではないでしょうか。先ほども話がありましたが、関東甲信越梅雨入りと、東北南部もそろそろ梅雨入りの時期を迎えているのではないかと、田植え作業が始まり、雨らしい雨がこないというような中で、ひとつまとまった雨を期待したいものです。

では、早速部会のほうを進めさせていただきます。

それでは、ただいまより第23回農地部会を開催いたします。

初めに、農業委員憲章の唱和をお願いします。発声は4番高橋祐弘委員にお願いいたします。

(唱和)

では、中根友裕委員、高橋信夫委員が本日欠席というようなことで、18名中16名であり、去る6月7日に通知しました第23回農地部会は成立いたしました。今回の議事録署名委員には15番伊藤精司委員、16番高橋秀治委員を指名いたします。

早速議事に入りますが、その前に議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

戸田農地主査 (挙手)

議 長 農地主査。

戸田農地主査 議案の訂正が1カ所ございます。申しわけありませんが、1枚めくっていただきまして、報第1号をごらんください。

受理番号12番の申請人、所有者のところなんですが、〇〇〇〇と書いてありますが、ここを〇〇〇〇破産管財人 弁護士 △△△△に訂正をよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 それでは、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事 報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明したので報告します。

受理番号10号から13号までの計4件でございます。田5筆 2, 862. 87㎡、畑3筆 606㎡、合計8筆 3, 468. 87㎡でございます。

受理番号10号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田及び畑から宅地への転用です。転用年月日は356番5は昭和53年12月ごろ、356番6は昭和35年1月ごろです。申請理由は、356番5の土地に車庫を昭和53年12月に建設、また356番6の土地には物置を建築し、それぞれ宅地として使用しているためです。

受理番号11号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は平成7年7月です。申請理由は、平成7年7月より物置を建設し、また庭もつくり現在も宅地として利用しているためです。

受理番号12号 申請人 ○○○○破産管財人 弁護士 △△△△、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は明治30年ごろです。申請理由は、明治30年ごろに住宅を建て、農地でなくなっているためです。

受理番号13号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和53年ごろです。申請理由は、昭和53年ごろ建築確認申請が出され、住宅が建っているためです。

以上、よろしくお願ひします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

水谷主査
議 長
水谷主査

(挙手)

水谷主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。このことについて、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知があったので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号16号から19号の計4件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田12筆 11,752㎡、畑14筆 4,738㎡、合計26筆 16,490㎡です。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人へ所有権移転のためです。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は経営移譲年金受給のためです。

受理番号18号 貸人 ○○○○(亡)相続人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は相続による耕作のためです。

受理番号19号 貸人 ○○○○成年後見人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借のためです。

以上、よろしく願いいたします。

議長 だいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

それでは、受理番号22号から26号までを上程いたします。議案の内容について、事務局よりお願いします。

水谷主査 (挙手)

議長 水谷主査。

水谷主査 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請があったので、その可否を求めます。

受理番号22号から26号までの計5件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田42筆 49, 305. 53㎡、畑22筆 16, 073㎡、合計64筆 65, 378. 53㎡。

受理番号22号 貸人 ○○○○成年後見人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号23号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号24号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借の再設定です。

受理番号25号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積に

つきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借の再設定です。

受理番号26号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。
では、22号。

5 番 (二宮啓一委員 挙手)

議 長 二宮委員。

5 番 22号、23号についてご説明申し上げます。

貸人△△△△さんは、ただいま施設に入所しておりまして、成年後見人の娘さんからの申請でございます。近所の人に耕作している方ということで、何ら問題はございません。

23号は、これは地番が南原になりまして、寒河江一紀委員の案件でございます。これも同様でございますので、近所の人に使っていただくということで、何ら問題はございません。

以上です。

議 長 では、24号。

1 1 番 (上村貞義委員 挙手)

議 長 上村委員。

1 1 番 11番上村です。

○○○○さん、△△さんは親子であります。△△さんにお話をお聞きしましたところ、経営移譲年金受給のため再設定ということで、一生懸命農業をやっておりますので、問題ありません。よろしくお願いたします。

議 長 では、25号。

2 番 (大橋久芳委員 挙手)

議 長 大橋委員。

2 番 2番大橋です。

25号を説明いたします。

この案件は佐藤利夫委員の案件でございますが、農事相談の折、確認しましたので、ご報告申し上げます。

○○○○さんと△△さんは親子でありまして、経営移譲年金を受給するためだそうでございます。再設定でもありまして、特に問題ないということで、よろしくお願いたします。

議 長 26号。

4 番 (高橋祐弘委員 挙手)

- 議 長 高橋委員。
4 番 4 番高橋です。
受理番号 26 号についてご説明申し上げます。
売買でございます。渡人の〇〇〇〇さん、受人の△△△△さんということで、△△△△さんが今回道の駅にかかりまして、代替地を求めた隣に〇〇〇〇さんの土地があったということで隣接地ということで、〇〇〇〇さんも高齢というようなことでできないということで、今回△△△△さんが買って農業をするということで確認がとれましたので、問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
- 議 長 それでは、受理番号 22 号から 26 号までについて、意見並びに質問ありませんか。
- 全 委 員 なし。
- 議 長 ないので、受理番号 22 号から 26 号までについて、許可することに異議ありませんか。
- 全 委 員 異議なし。
- 議 長 異議がないので、受理番号 22 号から 26 号までについて、許可することに決定いたしました。
次に、議第 3 号 事業計画変更申請について、を議題といたします。
それでは、受理番号 4 号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。
- 渡部主事 (挙手)
議 長 渡部主事。
渡部主事 議第 3 号 事業計画変更申請について。下記のとおり事業計画を変更した
いと申請があったので、農業委員会に付議します。
受理番号 4 号 許可 平成 15 年 11 月 18 日付、指令置総農振第 318
号で農地法第 5 条の許可を得ております。当初計画者 住所 米沢市〇〇〇〇、△△△△、承継者 米沢市〇〇〇〇、△△△△でございます。土地の表示、事業計画理由等については、記載のとおりです。
以上、よろしくをお願いします。
- 議 長 ただいまの受理番号 4 号について、意見並びに質問ありませんか。
- 全 委 員 なし。
- 議 長 ないので、議第 3 号 事業計画変更申請について、は変更することを条件に承認することに異議ありませんか。
- 全 委 員 異議なし。
- 議 長 異議がないので、議第 3 号 事業計画変更申請について、は変更することを条件に承認することに決定いたしました。

次に、議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を
議題といたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事

(挙手)

議 長

渡部主事。

渡部主事

議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第
4条第1項の規定による自己所有地の転用申請について、受理番号2号の計
1件で、畑のみ5筆 1, 467㎡、合計も同様でございます。

受理番号2号 申請人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載
のとおりです。転用事由はアパート(1棟10世帯)の建設のためです。こ
ちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。

それでは、受理番号2号を上程いたします。

1 1 番

(上村貞義委員 挙手)

議 長

上村委員。

1 1 番

11番上村です。

場所が○○○○地内です。△△さんにもお会いしまして、お話を聞いてき
ました。集合住宅の建設だそうです。現場といいますか、現地は事前着工等
ないので、問題ないと思われま。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

ただいまの受理番号2号について、意見並びに質問ありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号2号について許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号2号について許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を
議題といたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事

(挙手)

議 長

渡部主事。

渡部主事

議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第
5条第1項の規定による売買または賃貸借等による農地の転用申請について、
受理番号7号の計1件でございます。田1筆 121㎡、畑1筆 909㎡、
合計2筆 1,030㎡でございます。

受理番号7号 渡人 ○○○○、受人 △△△△(代) ○○○○、土地の
表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地分譲(3区画)
のためです。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。
 それでは、受理番号7号を上程いたします。

1 1 番 (上村貞義委員 挙手)

議 長 上村委員。

1 1 番 調査を実施したのは角屋委員であります。農事相談の折、角屋委員から5月29日、現地の調査をしましてところ事前着工等はありませんでした。宅地分譲をしたいとのことで、5月31日に〇〇〇〇さんに確認したそうです。問題ないと思われますので、よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの受理番号7号について、意見並びに質問ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号7号について許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号7号について許可することに決定いたしました。次に、議第6号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。それでは、受理番号1号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事 議第6号 農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

本議案につきましては、受理番号1号のみの1件でございます。内容は再設定でございます。貸人 〇〇〇〇より借人 △△△△へ、土地等の詳細につきましては記載のとおりでございます。この筆数、地積につきましては、田のみ1筆 2, 112㎡、よって合計も同一でございます。

各案件とも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号1号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号1号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第7号 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

水谷主査
議 長
水谷主査

(挙手)
水谷主査。

議第7号 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について、農地の相続にかかわる相続税の納税猶予の適用の更新をするため、引き続き農業経営を行っていることの証明願があったので、委員会の可否を求めます。

受理番号1号の1件です。申請人は記載のとおりです。

以上、ご審議のほうよろしくお願ひいたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。

それでは、受理番号1号を上程いたします。

3 番
議 長
3 番

(佐藤健一委員 挙手)

佐藤委員。

3番佐藤です。

6月の頭に、〇〇〇〇さんから相続の農地の活用について確認をさせていただきました。被相続人の△△さんからの相続農地については、従来どおり農地として活用をしているということで、担当地域の中だけでなく、〇〇、△△、それから〇〇、その3地区に相続した農地があるわけですけれども、いずれも受け手も農地として活用しているということで、問題ないというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの受理番号1号について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、議第7号 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について、証明相当とすることに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第7号 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について、証明相当とすることに決定いたしました。

次に、議第8号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

戸田主査
議 長
戸田主査

(挙手)

戸田主査。

議第8号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について活動計画策定委員会の協議に基づき、平成27年度の目標及びその達成に

向けた活動の点検・評価（案）及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、5月2日から6月3日までの33日間ホームページに掲載した結果、提出された意見は全ての項目において0件でした。よって、この内容にて山形県置賜総合支庁に進達し、東北農政局に提出することについて付議いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいまの事務局の説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、議第8号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、承認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、承認することに決定いたしましたので、議案書の中の（案）を削除していただくようお願いいたします。

以上で本日提案いたしました議案について全て審議終了しましたが、ほかに何かありませんか。

全委員 なし。

議長 ないようですので、これで第23回農地部会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午前10時00分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成28年6月10日（金）

米沢市農業委員会

農地部会長

議事録署名委員

議事録署名委員
